条例案修正概要(法制執務上の技術的修正及び字句の修正を除く)

平成 29 年 5 月 11 日

| | 1 | 平成 29 年 3 月 11 日 |
|------|-------|----------------------------|
| 条項 | 条例名称 | 平成 28 年 11 月各課等確認時点からの修正概要 |
| 第1条 | 公民館条例 | ①70 歳以上の者の共用利用を無料 |
| 第6条 | サンライフ | ①70 歳以上の者の共用利用を無料 |
| | 鶴巻条例 | |
| 第7条 | 保健福祉セ | ①定期利用(定期的企業利用)について、使用料の |
| | ンター条例 | 額の規定を削除 |
| | | ⇒契約行為として考えられ、「公の施設の使用」 |
| | | という考え方に馴染まないため。規則で使用料の |
| | | 算出基準等を規定する。 |
| | | ②創作活動室を開放施設として追加 |
| 第8条 | 広畑ふれあ | ①定期利用(定期的企業利用)について、使用料の |
| | いプラザ条 | 額の規定を削除 |
| | 例 | ⇒契約行為として考えられ、「公の施設の使用」 |
| | | という考え方に馴染まないため。規則で使用料の |
| | | 算出基準等を規定する。 |
| 第10条 | 曲松センタ | ①定期利用(定期的企業利用)について、使用料の |
| | 一条例 | 額の規定を削除 |
| | | ⇒契約行為として考えられ、「公の施設の使用」 |
| | | という考え方に馴染まないため。規則で使用料の |
| | | 算出基準等を規定する。 |
| 第11条 | 中野健康セ | ①70 歳以上の者の共用利用を無料 |
| | ンター条例 | |
| 第14条 | 都市公園条 | ①都市公園使用許可の表改正(使用料の単位追加) |
| | 例 | ②「カルチャーパーク管理棟多目的室」を「〜集会 |
| | | 室」に名称変更、市内・市外区分の設定、使用料 |
| | | の区分を 30 分単位に修正(他との整合) |
| | | ③70 歳以上の者の共用利用(おおね公園温水プール |
| | | を除く)を無料 |
| 附則 | | ①新料金の適用を整理 |
| | | ア 10月1日以降の申請は新料金【原則】 |
| | | イ 仮申請を行う施設で、9月30日までに仮申請 |
| | | を行った者は旧料金 |
| | | ウ 仮申請に先立って抽選申込を行う施設で、9 |
| | | 月30日までの抽選申込者は旧料金(10月1日 |
| | | が抽選日) |